

「第2次松本市スポーツ推進計画」とは？



意見募集期間：
令和7年6月1日から令和7年6月30日

Q どんな内容なの？

スポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。本計画は、スポーツ基本法の考え方にに基づき、市民が日常的にスポーツに親しむことのできる環境の整備と、主体的、継続的なスポーツ活動の支援、また、地域に根付いたスポーツの振興を実現するため、具体的な方針を策定するものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

【第2次松本市スポーツ推進計画キャッチフレーズ】
～「スポーツ楽都」松本を目指して～

市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」といった多様な形でスポーツに楽しく関わることにより、楽しさや達成感、地域とのつながりといった心の豊かさを実感できます。こうした体験の積み重ねは、心身ともに幸福な状態（ウェルビーイング）の実現へとつながっていきます。

ご意見
お待ちしております！

